

瀬戸市配食サービス事業実施募集について

1. 募集の趣旨

本市では、食事の調達または食料品の買い出しが困難な高齢者や栄養改善の必要性がある高齢者に対して、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに利用者の安否確認を行うことを目的として、配食サービスを実施するもの。

本件は、瀬戸市の令和6年度における配食サービス事業登録者を新たに募集するものとする。

2. 募集の概要

(1) 応募資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 公表日までに瀬戸市の令和4・5年度あいち電子調達共同システムで、「01：製造・販売 21：食料品」または「03：役務の提供 05：給食」に登録されている者であること。また、審査日までに令和6・7年度あいち電子調達共同システムで、「01：製造・販売 21：食料品」または「03：役務の提供 05：給食」に登録されている者であること。

ウ 申請期限の日から選定結果通知日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成13年8月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

エ 申請受付開始の日から選定結果通知日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成19年12月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。

キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納している者であること。

ク 瀬戸市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、瀬戸市税（延滞金を含む）を完納している者であること。

ケ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく飲食店の営業許可を受けている事業者であること。

(2) その他要件

事業の目的を理解し、瀬戸市が定める「瀬戸市配食サービス事業登録事業者に関する基準書」及び「瀬戸市配食サービス事業委託仕様書」を遵守できること。

3. 登録期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4. 応募について

(1) スケジュール【予定】

	内容	日程
①	公表	2月9日（金）
②	登録申請書 受付	2月9日（金）から3月8日（金）
③	審査	3月11日（月）※予定
④	登録結果の通知	3月13日（水）
⑤	委託開始日	4月1日（月）

(2) 応募方法

登録を希望する者は、下記により必要事項を提出すること。

ア 提出期限

令和6年3月8日（金） 午後5時必着 ※厳守

※郵便の場合は、上記期限日必着のこと。

イ 提出方法

持参または郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「瀬戸市配食サービス事業登録応募申請書 在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒489-8701

愛知県瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市健康福祉部 高齢者福祉課 地域支援係

エ 提出書類

(ア) 登録申請書

(イ) 登録事項証明書

(ウ) 印鑑証明書

(エ) 納税証明書

(オ) 企業概要

(カ) 役員名簿

オ 添付書類

登録申請書に添付する書類は以下（ア）から（ケ）とする。なお、令和5年度に登録し事業を受託している事業者については、変更がない場合、（エ）から（ケ）の提出は不要とする。

(ア) 栄養評価計算表（普通食及び糖尿病食またはカロリー調整食のものを1ヶ月分）

ただし、(ウ)においてエネルギー量・タンパク質量及び食塩相当量が記載されている場合は、提出不要とする。

(イ) 利用者に配布するパンフレット

(ウ) 食品営業許可証（写）

(エ) 食品衛生責任者の手帳または受講修了証（写）

- (オ) 栄養士・管理栄養士免許証（写）
- (カ) 事業所の所在地が分かるもの（地図等）
- (キ) 事業所の規模が分かるもの（調理場・加工場の大きさ及び調理員・配達員の人数等）
- (ク) 調理場・加工場内部の様子が分かる全体写真
- (ケ) 事業内容が分かるパンフレット等

カ 提出にあたっての留意事項

- (ア) 提出は1参加者につき1提案とする。
- (イ) 書類の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。
- (ウ) 仕様は、A4版（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字や図表等は、白黒・カラーを問わない。なお、図表等は必要に応じてA3版織り込みも可能とする。
- (エ) 構成は、表紙・目次・登録内容（本文）・裏表紙（白紙）とする。
- (オ) 表紙は、指定の様式を用い、正本のみ押印すること。
- (カ) 正本（1部）については製本すること。副本については、内容が簡易に散逸しない程度にホチキスで止めること。フラットファイルやドッチファイル等のファイルには綴じずに提出すること。
- (キ) 書類提出後の追加・変更・差替え・再提出は一切認めない。
- (ク) 提出書類は、あくまでも業者登録選考の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、逐次瀬戸市と協議して決定することとなるので留意すること。

キ その他

申請書の提出後、辞退する場合は辞退届を提出すること。

5. 登録選考

別添「瀬戸市配食サービス事業登録事業者に関する基準書」を参照。

(1) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて書類等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 提出書類に重要な誤脱があった場合
- エ 会社更生法等の適用を申請する際等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- オ 審査の公平を害する行為があった場合
- カ その他、書類が著しく信義に反する行為があった場合

(2) 結果通知

登録選考結果については、登録の可否に関わらず提案者全員に書面にて通知する。

なお、結果に関する異議申立ては一切認めない。委託業務期間中においても、「瀬戸市配食サービス事業登録事業者に関する基準書」の基準を満たさず、また上記不適格事項に該当することが

判明した場合、委託業務契約が終了した場合には、登録を取り消すものとする。

6. 登録内容の変更

登録事業者は、登録内容に変更があったときは、速やかに、瀬戸市配食サービス事業者登録内容変更届を市長に届け出ること。

7. 登録事業者の登録廃止

- (1) 登録事業者は、当該登録に係る事業を廃止する時、瀬戸市配食サービス事業者登録廃止届をその廃止の日の1月前までに、市長に届け出ること。
- (2) 登録事業者は、前号の規定による廃止届を提出した時、現に事業に係る配食サービスを受けている者であって、当該廃止の日以降においても引き続き他の登録事業者等から配食サービスの提供を受けることを希望する者に対し、配食が提供されるよう、地域包括支援センターその他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

8. その他

- (1) 登録結果の通知後、利用者が事業者を選ぶ際に必要であるパンフレットの準備をすること。
(事業者名・連絡先・価格及び献立例等が記載されているもの)
また、市と速やかに委託契約書を締結すること。
- (2) 市で作成するチラシ等の事業者の掲載順に関しては、五十音順とする。
- (3) 本事業については、瀬戸市議会令和6年3月定例会において、令和6年度当初予算が議決されなかった場合は、施行を中止する。